

○警察署分庁舎の設置及び運用に関する訓令の制定について（例規通達）

平成22年3月11日群本例規第9号（務）警察本部長

改正

平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成25年3月群本例規第6号（総企）
平成25年12月群本例規第33号（会）
平成26年3月群本例規第27号（総企）
平成29年2月群本例規第1号（会）
令和3年6月25日群本例規第16号（広）
令和4年3月9日群本例規第6号（務）
令和5年2月22日群本例規第4号（務）

警察署分庁舎の設置及び運用に関する訓令（平成22年群馬県警察本部訓令甲第3号。以下「訓令」という。）を制定し、平成22年4月1日から施行することとしたが、その運用及び解釈については、次のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

記

1 設置（第2条関係）

分庁舎は、警察署統合後において、統合された警察署の管轄区域の治安及び住民の利便性を低下させないため、警察署の分館として警察署の事務の一部を取り扱う拠点となる施設として設置するものであり、管轄区域を二分する分署組織ではないことに配慮すること。

2 分庁舎の業務（第3条関係）

分庁舎においては、自動車等の運転免許証の更新事務等のほか、主に統合された警察署の管轄区域において、機動警ら、交通事故捜査、交通指導取締り、交通安全対策その他事件、事故等の捜査、抑止活動等を行うこと。

3 分庁舎所長の職務（第4条関係）

群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号）第25条の2の規定のほか、分庁舎所長の職務を定めたものである。

（1）関係機関等との連絡調整（第1号関係）

統合された警察署の管轄区域における関係機関及び関係団体と良好な関係の維持及び構築に向け、その特性を十分に踏まえつつ、積極的かつ有機的に連絡調整する必要があることから、分庁舎所長の職務として明記したものである。

（2）分庁舎の管理（第2号関係）

分庁舎所長は、分庁舎の管理については、次により行うこと。

ア 庁舎の管理

群馬県警察の庁舎の管理に関する訓令（昭和42年群馬県警察本部訓令甲第2号）第11条に規定する火気取締責任者として、分庁舎における庁舎の管理に当たること。

イ 公印の保管及び使用

群馬県警察の公印の管理に関する訓令（令和3年群馬県警察本部訓令甲第6号）第3条第2項後段及び第3項に規定する公印取扱責任者として、分庁舎における公印の保管及び使用に当たること。

ウ 拳銃及び弾の保管

警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令（平成13年群馬県警察本部訓令甲第10号）第3条第2項に規定する取扱い責任者として、分庁舎における拳銃及び弾の保管に当たること。

エ 車両の管理及び使用

群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令（昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号）第16条に規定する車両のかぎの保管及び第31条に規定する使用承認について、分庁舎における車両のかぎの管理及び使用承認に当たること。

4 決裁等（第5条関係）

大胡分庁舎、下仁田分庁舎、松井田分庁舎、境分庁舎及び大間々分庁舎における事務については、分庁舎所長の回議を経て、主管課長の回議を受けること。

前 文（抄）（令和4年3月9日群本例規第6号（務））

令和 4 年 3 月 18 日から施行する。（後略）

前 文（抄）（令和 5 年 2 月 22 日群本例規第 4 号（務））
令和 5 年 3 月 3 日から施行する。